

議 第 8 8 号

新潟県柏崎港観光交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新潟県柏崎港観光交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）9 月 7 日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎港観光交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎港観光交流センター設置及び管理に関する条例（平成 19 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（開館時間及び休館日）

第 4 条 交流センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 開館時間 午前 10 時から午後 5 時まで

(2) 休館日 火曜日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

別表を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 12 月 1 日から施行する。

新潟県柏崎港観光交流センター設置及び管理に関する条例（平成19年3月22日条例第15号）

改正後		改正前	
<u>（開館時間及び休館日）</u> 第4条 交流センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 <u>（1）開館時間</u> 午前10時から午後5時まで <u>（2）休館日</u> 火曜日及び12月29日から翌年1月3日まで		<u>（開設期間及び使用時間）</u> 第4条 交流センターの開設期間及び使用時間は、別表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。	
		別表（第4条関係）	
		開設期間	使用時間
		7月及び8月の全期間	午前9時30分から午後6時まで
		4月、5月、6月、9月、10月及び11月の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	午前10時から午後4時まで